

## 日本 IB 教育学会会則（理事選に関する箇所の抜粋）

### 第 2 条（事務局）

本会の事務局は、会長が所属する機関または会長が指定する場所に置く。

### 第 5 条（会員）

本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同する個人
- (2) 学生会員：本会の目的に賛同する大学院生および学部学生
- (3) 団体会員：本会の目的に賛同する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、インターナショナルスクール等、初等中等教育段階に相当する学校。大学は含まない。
- (4) 賛助会員：本会の目的に賛同し、又は本会の事業を賛助するため、代表者 1 名を定めて入会する企業、団体。

### 第 8 条（役員）

本会に、会長 1 名、副会長 2 名、理事 10 名程度、顧問 2 名程度の役員を置く。役員  
の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

### 第 9 条（役員を選出）

会長、副会長は理事会において互選により決める。理事会は会長、副会長、理事、事  
務局長により構成される。

### 第 10 条（理事を選出）

理事は正会員から選出される。

## 細則（理事選挙に関する細則）

### 第 1 条

理事選出の事務を管理するために選挙管理委員会をおく。選挙管理委員会は、正会員の  
中から若干名を日本 IB 教育学会会長が委嘱する。ただし、選挙管理委員会の構成員は、  
理事選出に際して選挙権および被選挙権を保有する。

### 第 2 条

理事選挙の候補者になろうとするものは、公示のあった日から定められた期日までの間  
に、その旨文書をもって選挙管理委員会に届出なければならない。理事に立候補する資格  
は、日本 IB 教育学会の正会員とする。

### 第 3 条

役員（理事含む）定数は、会則第 5 条に基づき決定される。候補者数が定数と同数また  
はそれ以下の場合は無投票により当選とする。定数を満たさない場合、追加候補は募らな  
い。

### 第 4 条

候補者数が定数を上回った場合は、不完全制限連記・無記名の投票を行う。投票は所定  
の用紙を用い、全国一斉に郵送によって行う。

### 第 5 条

選挙管理委員会は候補者一覧表を作成し、選挙人に公示しなければならない。

### 第 6 条

当選は得票数の順位により上位のものからとする。理事の選出に当たって、規約および  
本規定に特別の定めのない事項は、選挙管理委員会の権限に属するものとする。理事当選  
者が就任前に辞退或は死亡した場合には、次点のものから順に繰り上げ当選とする。

以上